

社会教育関係事務のあり方について（諮問）

社会教育関係事務のあり方について次のとおり諮問する。

2023年（令和5年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

- 1 諮問の相手方
藤沢市社会教育委員会議 議長
- 2 諮問内容
別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、市長部局への条例移管を前提とした社会教育関係事務のあり方について幅広く検討するため、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、諮問する必要による。

参 考

社会教育法 抜粋

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。

- 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2023年（令和5年）3月 日

藤沢市社会教育委員会議
議長 稲川 由佳 様

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏

社会教育関係事務のあり方について（諮問）

このことについては、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、諮問
します。

1 諮問事項

社会教育関係事務のあり方について

2 諮問理由

2023年2月10日に開催された総合教育会議において、市長から「社会
教育関係事務のあり方」について、市長部局への条例移管を前提とした、提案
がありました。

社会教育のあり方については、平成30年12月21日の中央教育審議会
答申「人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策につい
て」においても、「今後の地域における社会教育の在り方」「今後の社会教育施
設の在り方」が示され、本市としましても、多様化し複雑化する課題と社会の
変化に対応した「社会教育」を基盤とした具体的な方策を進めていく必要があ
ると考えております。

このような現状と課題を踏まえ、市長部局への条例移管を前提とした社会
教育関係事務のあり方について、社会教育施設のあり方も含めて、幅広くご検
討をお願いします。

以 上